

平成 27 年 8 月 24 日

特定個人情報保護委員会事務局総務課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の
対応について（案）」に対する意見について

平成 27 年 7 月 25 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(案)」に対する意見

項番	該当箇所	意見	理由等
1	1. (1)	事業者は、その取り扱う特定個人情報について、漏えい事案その他の番号法違反の事案または番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止することが望ましいとされている。ここでいう「責任ある立場の者」とは、各事業者の判断で定めるものと理解しているが、定める場合の参考として、例えばどのような者が想定されるのか。	規定の趣旨等の明確化のため。
2	1. (6)	「事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する」とあるが、事実関係および再発防止策等の公表の要否は、従来の個人データの漏えい事案等が発生した場合と同様に、各事業者が各事案について個別に判断するとの理解でよいか。	規定の趣旨等の明確化のため。
3	2.	金融機関において、顧客ではなく、従業員や経費支払先等に係る個人番号の漏えい等が発生した場合においても、当該漏えい事案等は、主務大臣等に報告し、貴委員会への報告は要しないという運用は可能か。可能であれば、その旨を明確化していただきたい。	二重の報告となることを回避するため。
4	2. (1)ア	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の「第3-6」において、「別に定める」とされていたものが、今回の「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(案)」(以下「本対応案」という。)であると理解しているが、本対応案は何に規定されるのか((特定)個人情報保護委員会規則等に規定されるのか、または上記ガイドラインが一部改正されるのか等)。また、本対応案の「2. (1)ア」における「報告対象となる事案」は、各主務大臣のガイドライン等において定められる事案との理解でよいか。	規定の趣旨等の明確化のため。
5	2. (1)ウ	報告漏れが生じないよう、報告対象となる「その他、個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案等」について、より具体的に明確化いただきたい。なお、明確化に際しては、事業者の報告等の負担に配慮いただき、例えば、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の「第3-4(3)」に示されている罰則のあるものとするなど、リスクに応じた選定を願いたい。	規定の趣旨等の明確化のため。

項番	該当箇所	意見	理由等
6	2. (2)イ	「重大事案又はそのおそれがある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を特定個人情報保護委員会に報告」とあるが、参考資料の概念図で示されている事業者A・Bは、通常の報告同様、主務大臣等に報告し、貴委員会への報告は要しないという運用は可能か。可能であれば、その旨を明確化していただきたい。	規定の趣旨等の明確化のため。
7	2. (2)イ	特定個人情報保護評価指針の「第2 6」において定義されている「重大事故」においては、「配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く」とされているが、「2. (2)イ」における「重大事案」においても、配送事故や自然災害等のうち事業者の責めに帰さない事由によるものは重大事案から除かれるとの理解でよいか。除かれるのであれば、その旨を明確にするべく規定いただきたい。	規定の趣旨等の明確化のため。
8	2. (2)イ(注)	「③不特定多数の人が閲覧できる状態」とは、例えば、インターネット上に、特定個人情報と氏名が掲示されるようなケースを想定すればよいか。	規定の趣旨等の明確化のため。
9	2. (2)イ(注)	「③不特定多数の人が閲覧できる状態」とあるが、この「不特定多数の人」の解釈は「個人番号関係事務実施者(事業者)の一部として当該関係事務に従事する従業員(委託先の従業員も含む)以外の一般人」を指すとの理解でよいか。	規定の趣旨等の明確化のため。
10	2. (2)イ(注)	「④従業員等が不正に持ち出したり利用したりした場合」とあるが、この「不正に持ち出す」の解釈は「不正に利用する意図を持って持ち出す」との理解でよいか。 「従業員等が不正に持ち出したり利用したりした場合」における「不正持出」については、「不正に利用する意図・目的で持ち出す」ことを指すものであり、例えば、「社内の持出手続の理解不足等から手続に反した方法での持出」は含まないと理解しているが、その理解でよければ、上記のとおり修文するなど明確化いただきたい。	規定の趣旨等の明確化のため。

以上